

## 長崎県子ども・若者応援団表彰実施要綱

### 1 目的

この表彰は、子ども・若者の育成支援をする活動や結婚に向けた支援をする活動、子育てと子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績があった企業、団体又は個人を表彰することにより、社会全体で子ども・若者及び子育て家庭を支援する気運を醸成することを目的とする。

### 2 主催

長崎県青少年育成県民会議

### 3 共催

長崎県

### 4 表彰対象

子ども・若者を育成支援する活動や結婚に向けた支援をする活動、子育てと子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績があった企業、団体又は個人

### 5 表彰部門

- (1) 結婚・子育て支援部門
- (2) 青少年健全育成・支援部門

### 6 表彰種別及び表彰者

- (1) 知事賞…前項(1)～(2)に該当する活動で、極めて顕著な功績があったと認められる者を知事が表彰する。
- (2) 功労賞…前項(1)～(2)に該当する活動で、特に顕著な功績があったと認められる者を長崎県青少年育成県民会議会長が表彰する。

### 7 被表彰者の決定

長崎県青少年育成県民会議会長は、別に定める推薦者より推薦された者のうちから長崎県子ども・若者応援団表彰選考委員会の意見を聴いて知事賞(各部門における最高評価者)及び功労賞の被表彰者を決定する。

### 8 表彰の時期・方法等

- (1) 表彰は、年1回行う。
- (2) 表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。
- (3) 表彰を行ったときは、被表彰者氏名又は名称及び表彰事由を公表するものとする。

### 9 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。
- (2) 長崎県青少年育成県民会議は、長崎県に対し、知事賞を含む上位評価者について、子ども家庭庁が実施する「未来をつくる、子どもまんなかアワード」への被推薦者として助言を行う。

### 附 則

- この要綱は、平成30年3月1日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。